

教員、実習指導者および実習環境について

学生の看護実践能力を高めるためには、学生が習得すべき看護技術を臨地実習等で確実に経験できるようにする必要がある。

【論点 1】専任教員について

- 実習指導をする専任教員を増員し、実習の指導体制を充実させることが必要ではないか。
 - ・ 専任教員の増員はどの程度実現可能か。
 - (保)「学生 20 人を超えるごとに 1 人増員する」
「実習の場合は学生 7 名につき教員(学校側指導者)1 人とする」
 - (助)「学生 5 人増加につき教員 1 人増員する」

- 学生に適切な技術指導をするために、専任教員の指導力を向上させる必要があるのではないか。
 - ・ ブラッシュアップ研修等を受講するのはどうか。
 - ・ 継続教育として研修等の受講を義務とするのか。

- 教育現場と臨床現場との隔たりを少なくするために、教員の臨床実践力を向上させる必要があるのではないか。

- 専任教員規定の「当分の間」を削除することを考えているが、何年間の経過措置が必要か。
 - (看) 三年課程及び三年課程(定時制) 8人以上(当分の間、6人以上)
二年課程、二年課程(定時制) 7人以上(当分の間、5人以上)
及び二年課程(通信制)
 - (准看) 5人以上 (当分の間、3人以上)

【論点2】実習指導者について

- 実習の充実のためには、養成所における実習指導者を増員する必要があるのではないか。
- 実習指導者を専任で配置する必要があるのではないか。
- 実習指導者の指導力を向上させる必要があるのではないか。
- 実習指導者の動機づけ（インセンティブ）が必要ではないか。

【論点3】実習環境について

- 学生の看護実践能力を高めるために、心身への侵襲性の高い看護技術等についても経験できるようにする必要があるのではないか。
- 実習で経験が困難な場合は、演習を工夫する必要があるのではないのか。
- 分べん数、小児入院患者の減少による実習施設の確保が困難となっているため、母性看護学および小児看護学の実習のあり方について見直す必要があるのではないか。